

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項	指定事業者による第一号事業支給費の支給	介護保険課

1 審査基準は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に定める基準を審査基準とする。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。